

## ～行方警察署からのお知らせ～



## 夏の犯罪抑止活動が始まります

7月18日～8月16日まで



## 重点項目 ①住宅侵入窃盗の被害防止 ②子供、女性の安全確保 ③二セ電話詐欺の被害防止

夏はお盆での帰省、祭事で家を空けることが多くなるほか、暑さから夜間の戸締まりや鍵かけもおろそかになりがちになるため、犯罪被害に遭うおそれが高まります。

また、夜間には不審者の出現や、子どもや孫を騙った二セ電話詐欺の発生も心配されます。

この機会に自分の身の回りの安全を確認するとともに、家族と話し合ってみるのはいかがでしょうか？

また、離れて暮らす家族が集まる機会も多いことから、家族と防犯について見直してみてください。

## &lt; SNS被害に注意！ &gt;

SNS被害から自分を守る「3つのない」

- 1 SNSで知り合った人と直接「会わない」
- 2 名前や住所など個人情報を「載せない」
- 3 自分や友達の画像を「送らない」

## 保護者の皆さまへ

- ・年齢に応じたフィルタリングを活用しましょう
- ・お子さんと一緒にご家庭でのルール作りをしましょう



【お問合せ】 茨城県行方警察署  
☎ 0299-72-0110

## 潮来市消費生活センターからのお知らせ

## 「火災保険が使える」と誘う住宅修理契約トラブルに注意！

## 【事例】 .....

業界団体のような名前のところから「自然災害で壊れた箇所はないか」と電話があり、昨年の台風で屋根が傷んでいることを話すと「火災保険で修理できる。うちの指定業者が無料で調査し、保険申請も手伝う」と言われ、後日業者が調査に来た。保険金が出るならと思い、その業者と工事請負契約を結び、作成してもらった見積書等で保険会社に申請すると、60万円の保険金が出るようになった。しかし、やはり工事はなじみの業者に頼んだほうがよいと思い、解約しようとしたところ、保険金の50%もの解約料が取られることがわかった。工事もしていないのに高額すぎないか。(70歳代 男性)



## 【解説】 .....

電話や訪問で「火災保険で家の修理ができる。無料で申請等を手伝う」などと勧誘される住宅修理工事契約についての相談が寄せられています。自然災害による住宅の損害が、火災保険の補償対象になる場合があることを知らない消費者が多い点に着目した勧誘方法で、最終的に住宅修理工事契約を結ぶことを目的としていると思われます。

自然災害で住宅が損害を受けたら、まずは自分で損害保険会社か代理店に連絡し、保険金支払いの対象となるか、申請はどのようにするか等を確認しましょう。また、工事を依頼する際は複数の業者から見積もりを取るとよいでしょう。

困ったときやトラブルにあってしまった場合は、一人で悩まず、すぐに潮来市消費生活センターにご相談ください。

【お問合せ】 潮来市消費生活センター ☎62-2138